

令和6年度 第1回 富士見市下水道事業審議会

令和6年10月21日（月） 午前10時00分から
富士見市役所本庁舎2階 市長公室

みんな笑顔☆ふじみ
富士見市



議事（1）

公共下水道事業の概要について



下水道事業の概要

富士見都市計画下水道事業について

昭和46年度、10市1町を計画区域とした荒川右岸流域下水道が埼玉県の実業として発足しました。現在は、10市3町となっています。

本市下水道事業は、昭和49年10月に流域関連公共下水道として事業認可を取得し、昭和57年8月に供用を開始しました。荒川右岸流域下水道事業計画（埼玉県）を上位計画とし進めています。



関連自治体 10市3町
富士見市、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町

下水道事業の概要

下水道事業の目的

○汚水事業

下水道法に基づき、都市の健全な発達 及び 公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること

○雨水事業

水害の少ない、安全なまちづくりの確立 及び 降雨時における浸水被害の防除

下水道事業の概要

下水道事業の種類（污水）

- 流域下水道事業
- 公共下水道事業（市街化区域）
- 特定環境保全公共下水道事業（市街化調整区域）
- 特定公共下水道事業
- 都市下水路事業

（その他類似施設）

- 農業集落排水事業
- 合併処理浄化槽事業
- • • 農林水産省
- • • 環境省

【主な内容】

- 未普及対策
- 老朽化対策
- 浸水対策
- 耐震化
- 不明水対策

など

下水道事業の概要

公共下水道 と 特定環境保全公共下水道について

○公共下水道とは

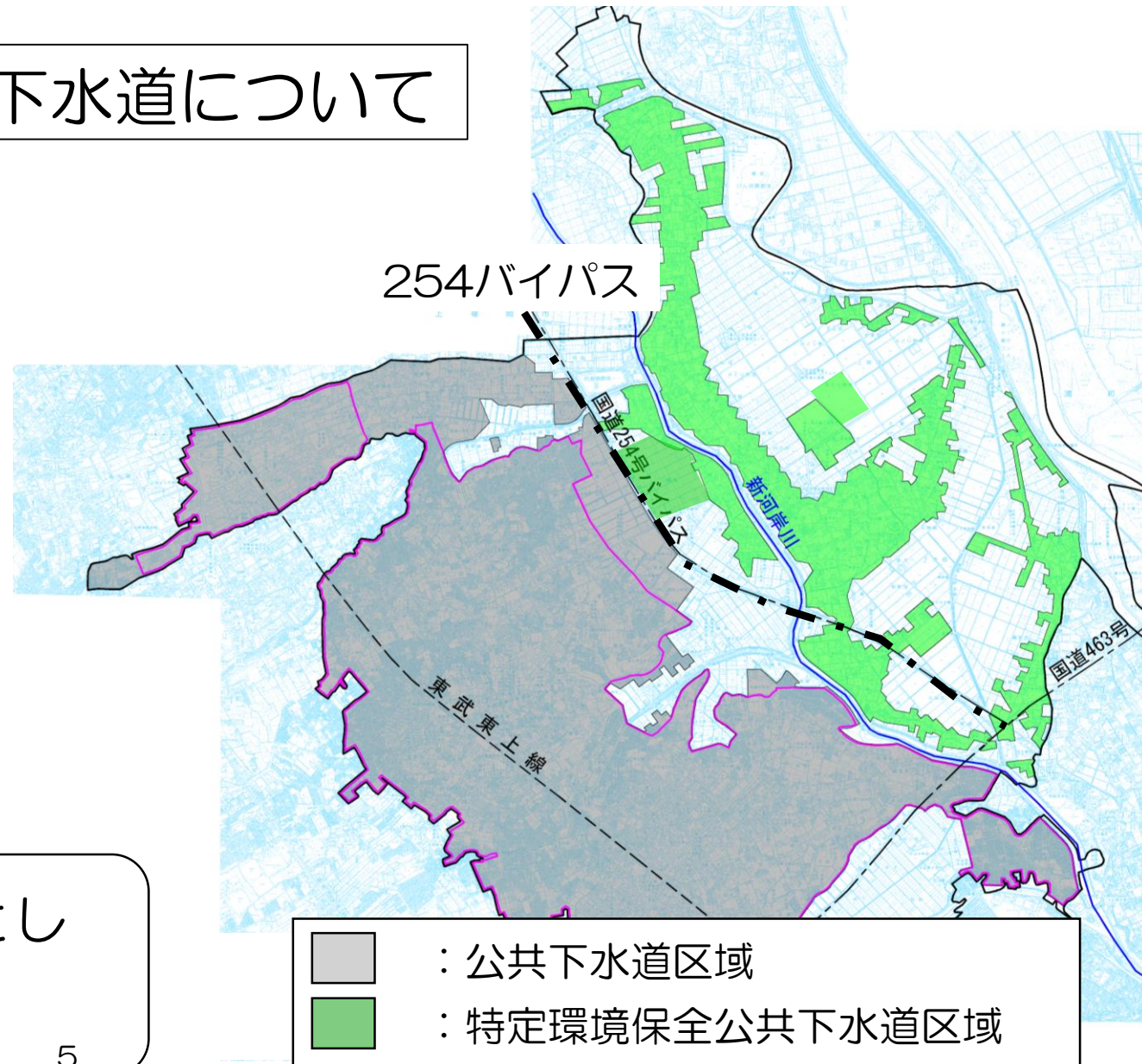
市街地の下水を排除するための
下水道

○特定環境保全公共下水道とは

市街化区域外（農村部等）の
自然環境を保全するための下水道

本市では、概ね254バイパスを境とし

2種類の公共下水道を整備



下水道事業の概要

全体計画区域（汚水）1508ha

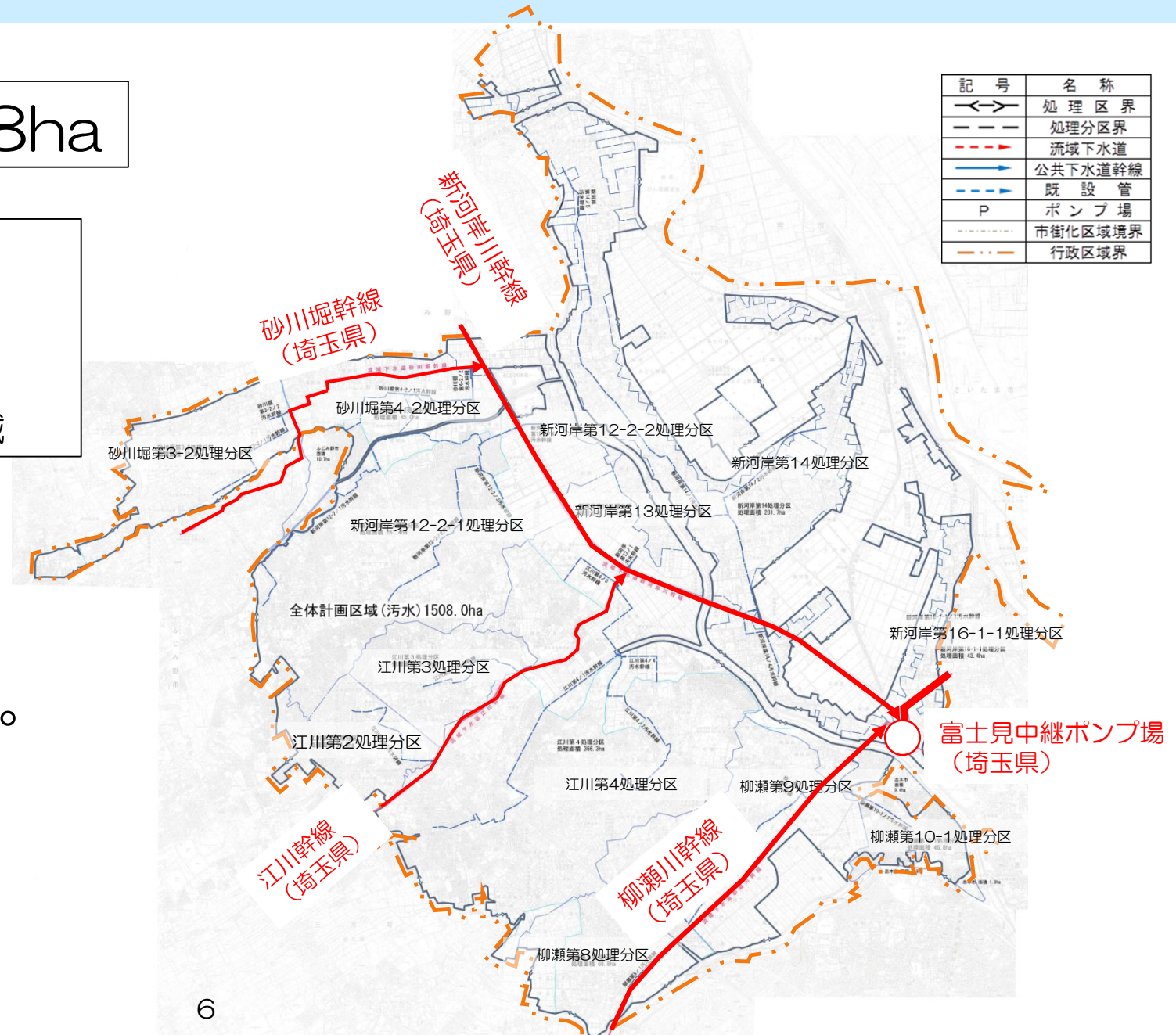
【凡例】

オレンジ破線：行政区域（他市との境目）

赤実線：県の下水道

青実線：富士見市で汚水整備を計画している区域

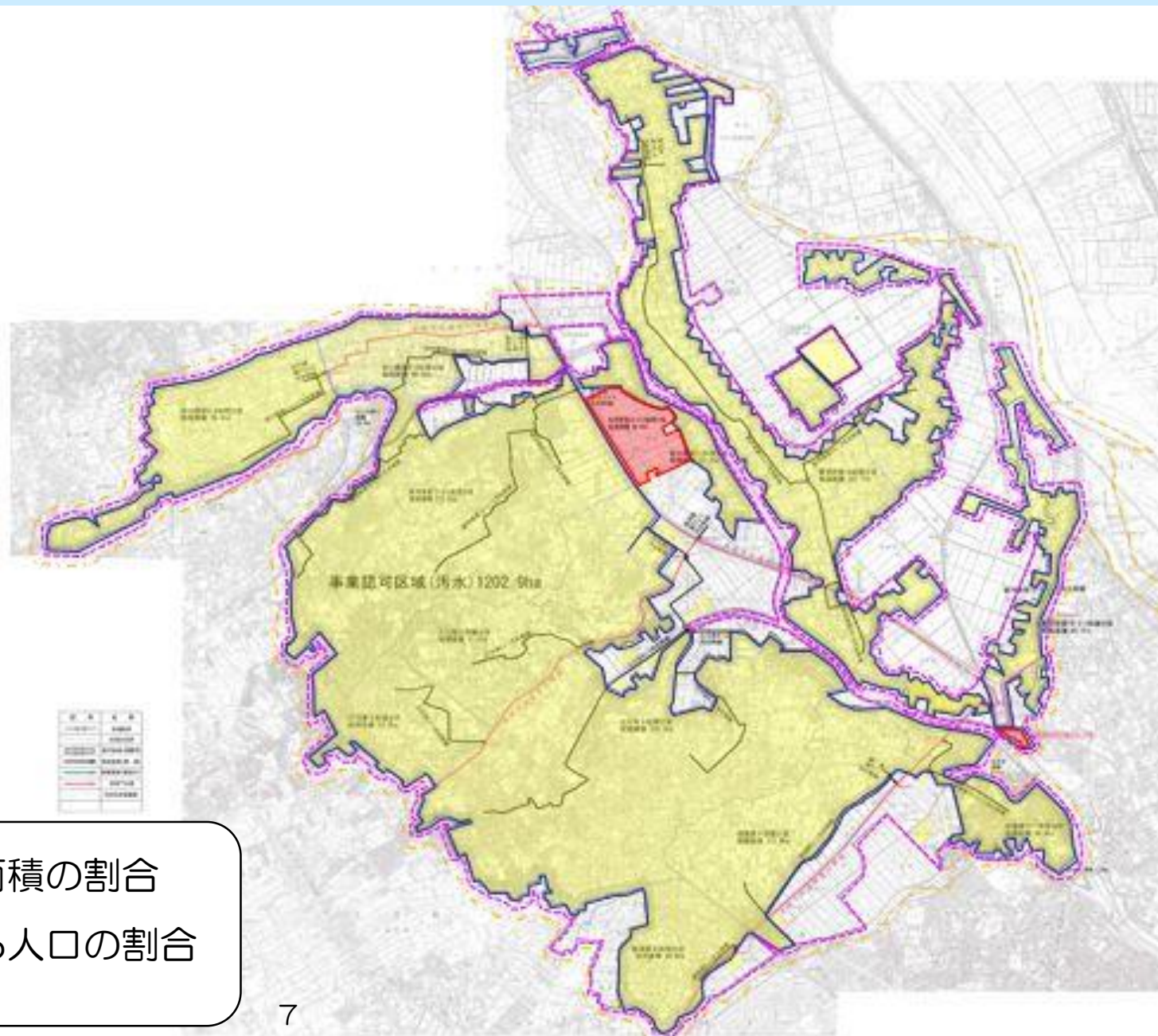
行政区域1970haに対し、
約77%を対象としています。
右図のとおり13処理分区に分け、管理しています。



下水道事業の概要

下水道整備区域図

行政区域	1970.0ha	オレンジ破線
全体計画区域	1508.0ha	ピンクの破線
R6現在 事業計画面積	1263.6ha	紺色の線
R5末 整備済面積	1084.8ha	
R5末 整備率	85.8%	
R5末 普及率	98.9%	
現在整備中 又は 整備予定の箇所		



整備率：事業計画面積に対して整備済面積の割合

普及率：下水道整備済区域に住んでいる人口の割合

下水道事業の概要

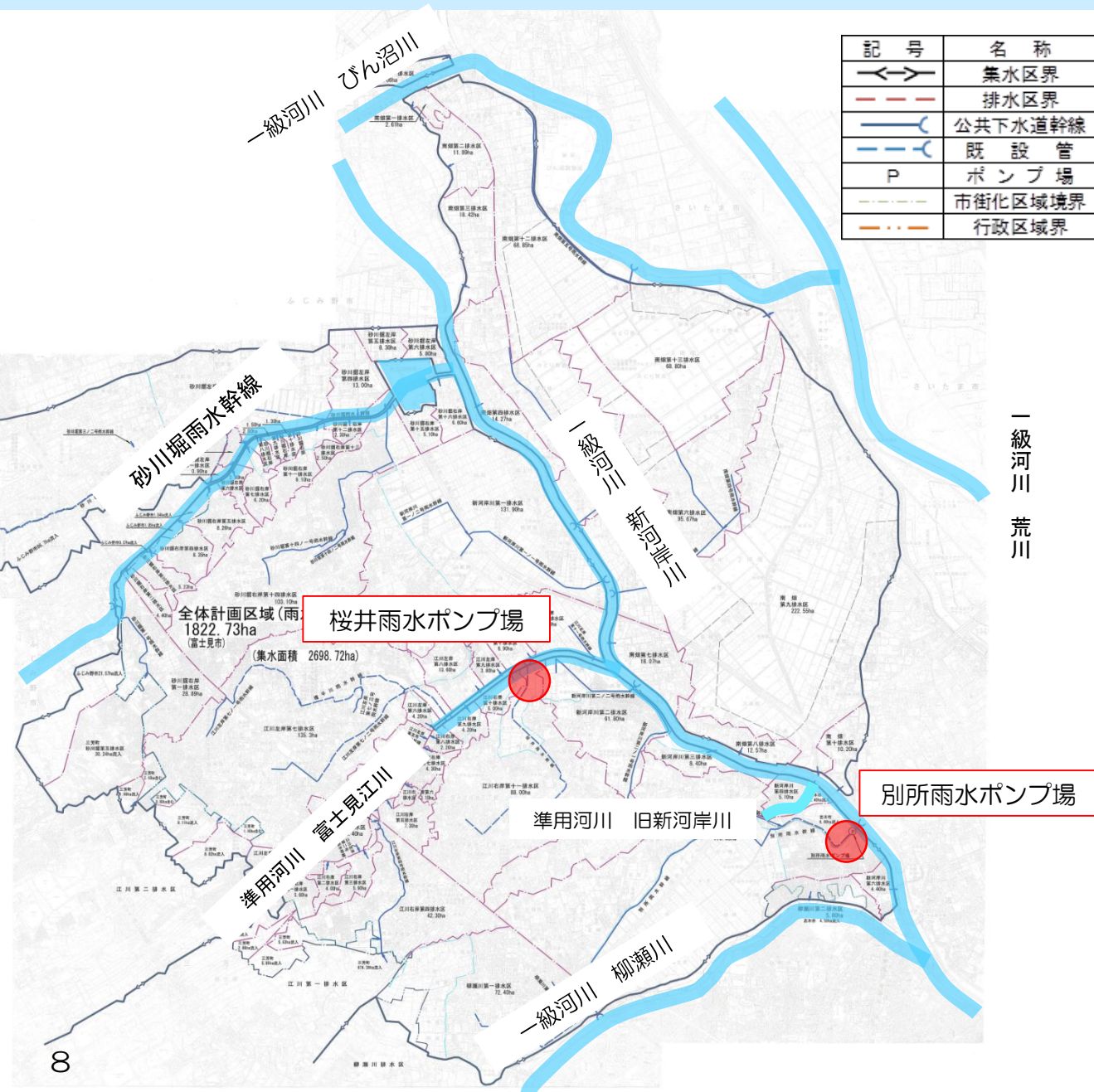
全体計画区域（雨水）1822ha

行政区域1970haに対し、

約92%を対象としています。

下水道事業では、2箇所の

雨水排水施設を管理しています。



下水道事業の概要

富士見市の下水道施設

(令和5年度末時点での整備済み施設)

○汚水施設

- 管渠総延長 約330 km
- ポンプ施設（汚水排水用） 30箇所

○雨水施設

- 管渠総延長 約60 km
- ポンプ施設（雨水排水用） 2箇所
- 雨水調整池（流出抑制用） 5箇所

下水道事業の概要

【参考】ポンプ施設（雨水排水用）



別所雨水ポンプ場

（別所雨水幹線 ⇒ 一級河川新河岸川）



桜井雨水ポンプ場

（桜井雨水幹線 ⇒ 準用河川富士見江川）